

別表（要綱第3条関係）

平成 30 年度社会福祉法人米原市社会福祉協議会地域福祉活動支援事業費補助額

1. 福祉のまちづくり（地域福祉）事業補助

【基準日：平成30年4月1日】

自治会世帯数	補助額	対象自治会
200世帯まで	7,500円	甲津原・曲谷・甲賀・吉槻・上板並・下板並 大久保・小泉・伊吹・上野・弥高・高番 杉澤・伊吹ヶ丘・南川・村木・大清水・藤川 寺林・上平寺
		長久寺・須川・大野木・清滝・梓・河内 志賀谷・北方・菅江・山室・大鹿・堂谷 本郷・万願寺・西山・加勢野・市場・夫馬 烏脇・坂口・村居田・井之口・野一色・小田 間田・天満・本市場・池下・山東桜ヶ丘 すみれヶ丘・平和台・グリーントウン坂口 ヴィラルシオール・グリーンヒルズあさひ
		梅ヶ原・中多良・上多良・多良・朝妻・筑摩 入江・賀目山・河南・樋口・南三吉・西坂 東番場・西番場・一色・枝折・下丹生 上丹生・米原ステーションタウン
		能登瀬・日光寺・寺倉・新庄・箕浦・西円寺 岩脇・近江さくらが丘・リバティー近江 舟崎・高溝・長沢・飯・世継 ニュータウン重町・近江グリーントウン ・高溝東 サンヴィレッジ高溝・リーディング坂田
201～300世帯	12,500円	朝日
		米原・米原西・三吉・醒井
		多和田・宇賀野・サンライズ近江 近江母の郷ニュータウン レイクサイド宇賀野
301世帯以上	17,500円	春照
		柏原・長岡
		下多良・磯 顔戸

別表（要綱第3条関係）

2. ふれあいいきいきサロンの開催補助

(実施期間) 4月1日から 翌年3月31日まで	補助額	算出方法：1,000円×回数 限度額：24,000円 ※複数拠点で開催される自治会については限度額 36,000円
	加算額	異世代交流事業を実施した場合に加算 算出方法：1,000円×回数 限度額：3,000円

※地域お茶の間創造事業との重複申請は認めない。

3. 福祉懇談会の開催補助

(実施期間) 4月1日から 翌年3月31日まで	補助額	1回 3,000円 各年度1回に限り交付する。
-------------------------------	-----	----------------------------

※見守りネットワーク会議と同一の会議は除く。

4. 見守りネットワーク会議の開催補助

(実施期間) 4月1日から 翌年3月31日まで	補助額	算出方法：1回 2,000円×回数 限度額：20,000円
-------------------------------	-----	----------------------------------

※福祉懇談会と同一の会議は除く。

5. 避難行動要支援者参加型避難訓練の実施補助

(実施期間) 4月1日から 翌年3月31日まで	補助額	算出方法：1回 3,000円 各年度1回に限り交付する。
-------------------------------	-----	---------------------------------

6. 新規事業の実施補助

(実施期間) 4月1日から 翌年3月31日まで	補助額	○毎年度3団体まで ○1年目：3団体総額50万円 2年目：3団体総額25万円 3年目：3団体総額15万円 ○総事業費の3/4を上限とする。
-------------------------------	-----	---

※福祉懇談会・見守りネットワーク会議の開催、避難行動要支援者参加型避難訓練の実施は除く。